

早稲田大学博士論文(概要)		
	学位記	文科省報告
2006	4430	甲 ② 2071

論文概要書 地方官衙と瓦研究

本論の研究視角

本論は、これまでに古代東国を中心に行ってきた、地方官衙・寺院および瓦研究に関する論考について、その **古代東国の地方官衙と瓦研究**

本論の研究視角は、古代の地方支配の実態について考古学的立場から実証的に解明することにある。本論は、地方官衙・寺院や古代手工業生産の実態について、考古学的方法を中心に検討した論考で構成している。

第1章 古代地方官衙の諸問題

第1章は、地方官衙とそれに関わる諸問題について検討を行った。日本古代史を考古学的に考える場合、地方官衙、寺院、集落の景観や空間構成の把握は重要な課題である。

考古学では、古代律令国家の成立、地方支配組織の形成・整備過程については、官衙施設の成立と変遷から検討が加えられ、宮部における京や宮の成立がこれまでも議論の対象となってきた。地方支配の実態をどのように考えるかについても、地方官衙の研究が必要であり、現在までの地方官衙に関わる研究成果の到達点は、山中敏史氏によってまとめられている。(山中 1994)。

本論においても、地方支配の実態が、地方官衙の成立と変遷のあり方に反映すると考えており、そこに考古学から地方官衙 **大橋泰夫** の研究が一つがあると考える。そうした観点から、第1章では国府や郡衙に関わる官衙施設をとり、5編の論文で考察した。

第1節では、国府成立の論議を取り上げた。国府が地域支配をどのように行ったかを検討する上で、地域支配の拠点である地方官衙の成立過程の解明は重要である。古代国家の成立と展開を考える上で重要なテーマの一つは、いつ、どのように地方官衙が成立したかである。日本の古代国家は、中国にならぬ中央集権的支配の徹底を図り、その中で郡部や地方官衙は舞台装置として動くと共に、同時に支配の手段としての役割を果たした(山中 1994)。

ここでは地方官衙の中心施設である、国府がいつ、どのように成立したかを考古学的に検討した。これまでの通説によれば、全国的な国府の成立は郡衙よりも成立が遅れ、8世紀第2四半期になると想定していた。そのため、7世紀末から8世紀初頭に諸国に常駐官として派遣された国司は、郡衙施設を利用して政務にあたったとされてきた。

ここでは、調査が進んだ国府跡や出土遺物の再検討から、国府の成立時期が通説よりも7世紀末から8世紀初頭に遡る事実を明らかにした。この時期は定型化した郡衙の

W
学位論文
4430
2

古代東国の地方官衙と瓦研究

本論の研究視角

本論は、これまでに古代東国を中心に行ってきた、地方官衙・寺院および瓦研究に関する論考について、その内容から大きく二章に分けて構成した。

本論の研究視角は、古代の地方支配の実態について考古学的立場から実証的に解明することにある。本論は、地方官衙・寺院や古代手工業生産の実態について、考古学的方法を中心に検討した論考で構成している。

第 I 章 古代地方官衙の諸問題

第 I 章は、地方官衙とそれに関わる諸問題について検討を行った。日本古代史を考古学的に考える場合、地方官衙、寺院、集落の景観や空間構成の把握は重要な課題である。

考古学では、古代律令国家の成立、地方支配組織の形成・整備過程については、官衙施設の成立と変遷から検討が加えられ、宮都における京や宮の成立がこれまでも議論の対象となってきた。地方支配の実態をどのように考えるかについても、地方官衙の研究が必要であり、現在までの地方官衙に関わる研究成果の到達点は、山中敏史氏によってまとめられている（山中 1994）。

本論においても、地方支配の実態が、地方官衙の成立や変遷のあり方に反映すると考えており、そこに考古学から地方官衙の実態を解明する意義の一つがあると考えた。そうした論点から、第 I 章には国府や郡衙に関わる諸問題を取り上げ、5編の論文で考察した。

第 1 節では、国府成立の問題を取り上げた。律令国家が地域支配をどのように行ったかを検討する上で、地域支配の拠点である地方官衙の成立過程の解明は重要である。古代国家の成立と展開を考える上で重要なテーマの一つは、いつ、どのように地方官衙が成立したかである。日本の古代国家は、中国にならい中央集権的支配の徹底を図り、その中で宮都や地方官衙は舞台装置として働くと共に、同時に支配の手段としての役割を果たした（佐藤 1994）。

ここでは地方官衙の中心施設である、国府がいつ、どのように成立したかを考古学的に検討した。これまでの通説によれば、全国的な国府の成立は郡衙よりも成立が遅れ、8世紀第2四半期になると想定していた。そのため、7世紀末から8世紀初頭に諸国に常駐官として派遣された国司は、郡衙施設を利用して政務にあたったとされてきた。

本論では、調査が進んだ国府跡や出土遺物の再検討から、国府の成立時期が通説よりも古く、7世紀末から8世紀初頭に遡る事実を明らかにした。この時期は定型化した郡衙の

成立期とも重なり、地方官衙である国府・郡衙が密接に関わって成立し、地方支配の役割を担ったと想定した。その上で、地方官衙の整備は藤原宮の成立・整備に連動する現象であると論じた。

第2節では、古代における瓦葺の倉について検討を行った。地方官衙における瓦葺の倉については、これまでに検討が少なかった。東国の下野や常陸、武蔵国の郡衙遺跡から瓦が出土し、瓦葺建物の存在は判明していた。その中には、確実に郡庁の建物に葺かれたとわかる、宮城県名生館遺跡（陸奥国玉造郡衙・Ⅱ期郡庁正殿）のような例はあったが、栃木県那須官衙遺跡（下野国那須郡衙）のように、その瓦葺建物の評価について郡庁説と正倉説が対立している例があった。有力な説は郡庁説であり、那須官衙遺跡でみつかった瓦葺建物は柱を丹塗した荘厳な礎石建物で、郡庁の正殿とされた。宮都においても倉を丹塗した建物が知られていない状況では仕方がない状況であった。本論では、那須官衙遺跡で確認された瓦葺建物について、周辺の建物遺構のあり方などから正倉に該当する点を明らかにした。その上で、東国の郡衙遺跡を検討し、郡衙正倉に瓦葺建物がある事実を解明した。本論で指摘した内容は、瓦葺建物は東国の郡衙正倉に多くみられ、畿内以西にはみられないという地域差がある点、その造営は律令国家の荘厳化政策などに関係する事実、瓦倉が文献史料の「法倉」にあたるなどを明らかにした。

また、下野国府跡から出土した木簡に記された「造瓦倉所」から、国衙が郡衙の瓦倉の造営に積極的に関わり、「造瓦倉所」という組織が国府の中に設けられた事実を指摘した。

第3節では、地方支配の役割を担った地方官衙である、国府の荘厳化について瓦葺建物の採用から検討を行った。

地方官衙の国府建物における瓦葺の採用における契機については、通説では国分寺造営を契機とするとされていた点を、考古学的な瓦の分析から8世紀前葉から始まる事実を明らかにした。国府の瓦葺建物が採用されるのは、国分寺造営が契機ではなく、それ以前における平城宮の整備、平城京内の邸宅、山陽道の駅家と同じく、8世紀前葉から中葉におけるの時期である。対外的な視覚効果を目的とした荘厳化政策の一つであり、地方支配を支えるためであったと論じた。奈良時代における地方官衙の荘厳化政策は、宮都の荘厳化と連動し、対外的に天皇を中心にした中央集権国家の威信を示すと同時に、地方統治にも役立てようとしたと考えた。

第4節では、地方官衙を特徴づける正倉をとりあげた。正倉は古代律令国家がもっとも重視した施設の一つである。正倉造営政策として、火災で正倉が延焼する危険を避けるために、新たに建てる際には正倉間を近接させずに、十丈以上（30m以上）離すべしと

の太政官符が延暦十年二月十二日にだされている。これまで、考古学的にこれを裏付ける例は明らかにされていない。この点について、那須官衙遺跡（那須郡衙）で確認された、道路（東山道か）に面した9世紀以降の正倉群の配置・建物構造を材料として検討を行い、那須官衙遺跡の正倉群が延暦十年二月十二日の太政官符に基づいて造営されたと考えた。また、建物の構造の違いなどから、正倉の形成過程について、稲穀の貯積が進行し満倉になるに従って、順次稲穀倉が築造されていく経過を明らかにした。

第5節では、下野の瓦生産の分析から、国分寺創建期以降における造瓦体制について検討した。国衙が運営にあたった国衙工房であり、生産にあたって複数の郡をまとめた行政ブロック（南ブロック・北ブロック）が機能している点を指摘した。これまで地方の行政は、国・郡・里（郷）に編成され、その他に文書の運送や行政の運用にあたっては、複数の郡をまとめた行政ブロックでみる必要性が説かれていた。そうした文献史学の成果を援用し、文字瓦の分析を通して、下野国内を道前、道後とした行政ブロックが機能したと推定した。こうしたあり方は、下野国だけでなく他国でも採用されたと指摘されている（川尻 2005）。ここで提示した行政ブロックと、その解明は地方における行政システムを考える上で、重要な課題である。

下野の行政ブロックに関連して、奈良時代の平城宮出土木簡と平安時代の『延喜式』『和名類聚抄』の両者において、郡名の記載順序に差異がみられる点から、下野の駅路・伝路が『延喜式』段階（平安時代）と奈良時代で異なっていた可能性があると指摘した。

第II章 瓦研究の諸問題

第II章では、こうした文献史学で指摘されてきた在地の手工業生産の実態について、考古学の立場から瓦生産を中心に検討した。古代の在地社会を考える上で、手工業生産の解明はきわめて重要な課題である。研究の論点の一つは、国衙と在地の手工業生産の関わりであり、瓦を中心とした窯業生産の解明からこの課題に取り組んだ。

第1節では、まず瓦生産を考える上で基礎的な作業として瓦をどのようにとり扱うべきか、その研究方法を中心に検討した。従来の瓦研究では、文様がある軒先瓦を中心にした論考が多く、葺かれた建物の復元、造瓦体制や造瓦システムへの言及は未だ十分ではない。そこで、まず瓦葺建物の復元を行う上で、遺跡における瓦の出土状態の記録方法が重要である点を指摘した。屋根の違いは遺跡の性格を知る上で重要な手がかりとなり、瓦の分析から屋根構造を復元できる可能性を示した。次に、出土した瓦の具体的な分析方法を

論じた。ここでは軒先瓦だけを対象とするのではなく、女瓦・男瓦・道具瓦を含めたすべての瓦の分析を行う方法を提言し、製作技法・葺足の長さなど様々な属性分析の具体例を紹介した。最後に、こうした瓦の基礎的な分析の上にとって造瓦体制や造瓦組織の復元を行うべきと提言した。

第2節では、官衙や寺院から出土する瓦の中で、もっとも大量に出土する女瓦について属性分析の重要性を論じた。これまでの瓦研究は軒先瓦を中心に検討がなされ、多くの成果が挙げられてきた。それは、軒先瓦は文様の他に製作技術など、識別し易い属性が多い特性による。そうした軒先瓦研究の有効性を認めた上で、一方で、もっとも大量に出土する女瓦・男瓦についても、併せて研究する必要があると指摘した。これまでの研究では、女瓦や男瓦はどうしても大量に出土する多量さ、軒先瓦に比べると特徴が少ない点などから、十分な分析が行われていない。

しかし、官衙や寺院の調査でもっとも出土量が多い瓦の中で、圧倒的に出土量の多い女瓦・男瓦を明らかにするのは、瓦窯との需給関係や、他の遺跡との関係、細かな補修の時期・実態を知る上で重要である。その分析なくして、造瓦の全体像を復元するのは困難である。そこで、造瓦の全体像を復元する上で、女瓦の属性分析として瓦に残る複数の属性とともに、叩き板の痕跡（型押文）を検討する重要性を指摘した。軒先瓦の瓦範は通常で10数年、長い例では数十年に及ぶが、叩き板の傷みは早いために、長い例で数年、短い場合は数ヶ月の操業期間の中で新調される。その結果、叩き板の分析は軒先瓦よりも製作時期を細分できる特性があり、わずかな操業期間を認識できる事実を指摘した。瓦生産を復元する上で、同時期に生産された瓦を抽出するために、認識できる時間幅は短ければ短いほど有効である。そのために、叩き板の分析が重要であるとした。本論においては、叩き板の分析を通して、すべての瓦を扱い瓦に残されたさまざまな属性との関係の中で瓦研究をすすめるべきであると論じた。

第3節では、官衙・寺院から出土する文字瓦について、その分析の方法論的な議論を中心に論じた。これまでの文字瓦研究の多くは、瓦に記された文字が検討の中心となっている。しかし、文字瓦研究を行うにあたっては、文字に記された文字だけを扱うのではなく、文字を瓦に残る属性の一つとして扱い、瓦生産の場や需給関係の中で考える必要がある。文字瓦を分析する場合に、どのような造瓦体制・造瓦システムで作られたかが重要な論点の一つである。これまでの文字瓦研究では、文字瓦といっしょに出土している文字がない瓦については、文字瓦とともに検討される例はほとんどない。しかし、文字が記された瓦だけを分析するのではなく、無記名の瓦との有機的な関係を含めて検討する必要がある。その上で、文字瓦を評価すべきであると指摘した。

また、「考古資料としての瓦」という視点を重視すべきである。文字瓦は、記された文字だけでなく、瓦自体の属性との関係の中で検討するべきであろう。記名者と製作者の関係、造瓦体制、組織を復元し、その中で文字瓦の意味を検討する必要がある。文字瓦研究は、文字の研究だけではなく、やはり造瓦全体の中で位置付ける必要がある。

第4節では、地方における瓦工場の復元を目指し、下野国分寺出土瓦の分析を行い、造瓦工場の実態を検討した。具体的には、下野国内における国分寺・国衙・郡衙に供給された瓦について、生産と供給の両面から考古学的手法で分析を行った。

その結果、下野では国分寺創建を画期として、国衙が主体的に瓦生産にあたる国衙工場（国衙系瓦屋）が成立した事実を明らかにした。次に、その国衙工場における瓦工の管理・編成については、当初は工場内において郡ごとに工人が瓦を製作するシステムから、工人を一括管理し瓦を製作させるシステムに変更したと推定した。その上で、国衙が造瓦の管理・運営に関わる要因の一つとして「瓦工の管理と瓦の規格化」を考えた。

第5節では、下野国分寺出土瓦の分析成果（第4節）の上に、下野国内の窯業生産のあり方を具体的に検討した。研究の視角は、在地の手工業生産における国・郡の関与がいかなる内容であったかである。具体的には、下野国内の瓦生産の実態を各地区ごとに整理し、瓦工場の規模を叩き板の痕跡である型押文の分析を通して試みた。その結果、一般に2～3名程度の瓦工が瓦製作にあたっており規模が小さい状況を明らかにした。一方で工場の規模が大きくなるのは複数の郡名文字瓦を製作する場合であり、これは国衙が郡が経営する瓦工場を利用した形で、各郡から瓦工を徴発して大規模な国衙工場（国衙系瓦屋）にする場合にみられる点を明らかにした。このように工場の規模・性格が変わるあり方は、あくまでも瓦工場が恒常的な生産の場でなく、臨時的に国衙、郡衙の必要に応じて編成される場合があったためであろう。

こうした瓦分析を通して、古代の窯業生産を規定した大きな要素は、伝統的な郡の力であり、郡を単位にして窯業生産の体制が整備され、その背景に国衙の関与も考えていく必要がある。また、瓦工場の規模・性格を論じ、国衙工場としての瓦工場が恒常的な組織ではなく、必要に応じて編成される臨時的な工場として捉えるべき体制であったと指摘した。

第6節では、下野の造瓦と瓦窯形態の分析から、国衙が瓦生産にあたった国衙系瓦屋についても、在地の窯業生産を基盤にしている点を明らかにした。また、同じ瓦窯を使用しながらも、時期によっては瓦工場の運営主体が、郡や郡領層が運営主体の郡系瓦屋から国衙系瓦屋に変わるあり方を推定した。

その上で、宮都の官窯と地方の国衙系瓦屋のあり方を比較し、地方の国衙系瓦屋が宮

都の瓦生産方式を導入し、大規模編成をとる事例を明らかにした。その一方、地方の国衙系瓦屋は宮都の造宮省が管轄する専門的な瓦工房と異なり、在地の須恵器生産を基盤とし臨時的な性格が色濃い実態や在地の実態が反映されて点を明らかにした。本論文においては、東国の国分寺や国府所用瓦を生産した瓦屋について、「官営工房としての性格が高級絹織物や器仗の生産機構とかなり質的に異なっていた」（浅香 1971）とみる説に対して、国衙が瓦生産に関わる国衙系瓦屋の状況を復元すると、官営工房としての違いは、従来指摘されていたように、質的に異なるのではなく国衙系瓦屋は高級絹織物や器仗の生産機構のあり方にきわめて近い形態になると考えた。

第7節では、東国第一の官寺である下野薬師寺について、軒先瓦とその同系軒先瓦の分布から、瓦工人の移動の検討を行い、東国における下野薬師寺が果たした寺院造営に関わる役割を考えた。瓦の分析を通じた結果、下野国内だけでなく、隣接する諸国の協力の下に下野薬師寺の造営が行われた状況を明らかにした。また、造営に際して国を越えて瓦工人が集められただけでなく、下野薬師寺の造営を通じて、寺院造営を含めた様々な技術が東国諸国に広まり、技術の伝習に下野薬師寺造営が一定の役割を果たしたと論じた。

以上のように、本論文は、地方官衙の成立や荘厳化について遺跡の実証的な検討を通じて解明し、そうした地方官衙造営の基盤となった、造瓦体制や工房についての実体を、出土した瓦や窯跡、国分寺などの個別資料を地道に集成して比較研究し、その総合化をはかることによって明らかにした。